

綾瀬市「ハイムひまわり」火災についての基本的な考え方

障害のある人と援助者でつくる
日本グループホーム学会
代表 室津滋樹

私たち「障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会」は、障害のある人、援助者、家族、研究者、弁護士、建築関係者など幅広い人が集まってグループホームについて考え、研究し、暮らしやすいグループホームをつくっていかうと6年前に結成された団体です。

平成20年6月2日午前2時30分頃、神奈川県綾瀬市の知的障害者グループホーム「ハイムひまわり」で発生した火災は入居者3名が亡くなり、1名が重傷を負うという大惨事となりました。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、犠牲になられた方々の思いを今後に生かしていくために、この火災については消防や警察による原因の究明だけではなく、なぜ、これほどの犠牲者が出る火事になったのか、建物の安全性の問題なども含めて、多角的な原因究明がなされる必要があります。

また、今回の火災で表面化した、障害者のグループホームは「施設」なのか「住まい」なのかという基本的な位置づけ、および建築基準法や消防法におけるグループホームの取り扱いについても検証がなされるべきであると考えます。

日本グループホーム学会では、6月12日（木）に現地調査を行いました。短時間の調査ではありましたが、その中でもいくつかの問題点が浮かび上がってきました。

- (1) スタッフの勤務体制(夜間支援体制)の問題
- (2) 建物の安全性の問題
- (3) グループホーム設立時の問題（立地条件や設備の安全性について相談したり、評価するしくみがないこと）
- (4) 消防法上のグループホームの位置づけの問題（グループホームは「共同住宅」なのか「福祉施設」なのか「一般住宅」なのか）
- (5) 地域で起こりうるリスクに備えるための関係者向け研修等のしくみがないこと
- (6) 入居者自身が様々なリスクから身を守る方法を身につける取組がないこと

必要なのは住宅という位置づけであり、住宅火災に対する備えではないか

グループホームでは、障害のある人たちの「地域の中で暮らし続けたい」という思いを実現するために、長い間、実践が積み重ねられてきました。その結果、グループホームは「特別な施設」ではなく「普通の住まい」として地域の中に存在し、また入居者は「一人の市民」として、地域の人たちと同じように暮らしています。

今回、ハイムひまわりで起きた火災は、深夜、寝ている時におきた事故であり、障害者でなくても、だれもが命を奪われる危険をはらんでいたのではないかと思います。

6月12日の調査で「ハイムひまわりに入居している人たちは自力避難が可能な人たち」とのことであり、「同居が必要な状況ではなく念のために置いていた。夜間支援については夜勤とか同居ではなく、夜間巡回があれば暮らしていける人たちであった」とうかがっています。このような場合、障害があることで必要な対策ではなく、障害があろうとなかろうと、だれにとっても必要な対策（深夜寝ている状態で火災に早く気づくための対策）を検討する必要があると考えます。

火災が発生した当初から報道においても、消防庁においても、「障害者のいる場所で起きたこと＝障害があるゆえの特別な対応が必要」と考えられてきたように思われます。

消防庁は、平成16年の建物火災による死者のうち、住宅火災（一般住宅・共同住宅および併用住宅）による死者数は89.6%を占めること、そのうちの約6割が逃げ遅れによるものとし、なかでも22時～6時までの睡眠時間における死者が4割を占めると発表しています。そしてこの対策として、火災の早期発見が必要として、住宅用火災警報器の設置を義務付けることになっています。（別紙参照）住宅用火災警報器の設置場所として、寝室と寝室がある階の階段には必ず設置することが義務付けられています。

今回のハイムひまわりの火災についても、火元が階段付近であるとすれば、火災の早期発見に必要な防火設備は住宅用火災警報器でよかったのではないのでしょうか。グループホームは障害がある人たちの特別な場所と考えるのではなく、一般住宅に必要な対策をとることが必要と考えます。

障害は一律ではない。

今回の火災で亡くなられた入居者のご家族や地域の人たちのお話から、それぞれがグループホームで地域の人たちと交わりながら豊かな人生を営まれていた様子がうかがえます。

全国各地にグループホームが増えることにより、身近なところにグループホームがあるのがごく自然な風景となってきました。グループホームに暮らす障害者や高齢者が、地域の人たちと自然にかかわりながら地域の人たちに支えられて暮らし、同時に地域を障害者や高齢者と共生する地域へと変えてきたのです。

グループホームは障害のある人たちにとってかけがえのない生活の場であると同時に、自己実現の場です。今回の火災によって、自分の家の隣にグループホームができることに反対がおきたり、障害者や高齢者を危険視するような風潮がおきたり、またグループホームの普及にブレーキがかかるような事態とならないことを強く願っております。

一方、ハイムひまわりの火災のあとの報道では、障害者のいるところでなぜ夜勤者がいなかったのかとか、障害者だけでいることが危険だという論調も多くみられました。

地域で暮らしている障害者の中には、常時、援助者がそばにいる必要がない人たちもたくさんいます。障害のある人と言っても、自力で避難することが可能な人もいれば、一人で避難することが困難な人、音が聞こえなかったり、目が見えないために状況把握が難しい人、精神的に不安定になりやすい人、危険な状態がわかる人、危険回避が難しい人、普段はわかるが切迫した状態になると考えられなくなる人など、その状況は様々です。火災から身を守るために何が必要かを考えるときに、一律に「障害者」でくくってしまったのは、それぞれの抱えているリスクに適切に対応することはむしろ難しくなってしまうます。

消防庁の対応について

平成 19 年 6 月 13 日に公布された消防法施行令の改正にともなう現在の状況ですが、新施行令ではグループホーム・ケアホームは福祉施設と位置付けられており、消防庁は、小規模施設に対応する自動火災報知設備および火災通報装置を検討中であり、平成 21 年 4 月 1 日の施行令改正に向けて準備が行われている段階であると理解しております。（経過については別紙参照）

ところが今回、ハイムひまわりについて、神奈川県が現行の消防法施行令の（5）項口「共同住宅」として取り扱ってきたことに対して、消防庁は（6）項口に該当するとし、ハイムひまわりに対して（5）項口から（6）項口に変更をしていないことについて、違反であるとの見解を示しています。さらに新聞報道では、消防庁は、「グループホーム・ケアホームは実態として障害者が多数おり福祉施設に該当する」「グループホーム・ケアホームは基本的に規制の対象となる」と述べていることを報じています。

これが事実ならば、今回の消防庁の対応は、これまでいいとしてきたことを、あとから遡ってダメだと言っているように思われます。

現行の施行令では、障害者グループホームおよびケアホームは（6）項口の「（6）口老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設」には該当しないと思われまます。だからこそ、施行令等改正が必要になったのではないのでしょうか。施行をまたずに解

釈を変更するのは無理があると思われます。

平成 18 年に発生した大村市の高齢者グループホームの火災の後も、消防庁は全国のグループホームに対して調査を行っております。その時にどのようなグループホームがどこにあるかということについては各消防署で把握しているはずです。その時には(6)項口に該当するので変更が必要という指摘も指導もなされていなかったにもかかわらず、後から遡って違反だとするのは、混乱を生むだけであり、前向きな対策とはならないのではないのでしょうか。

また今回の火災に関連して消防庁がおこなっている全国調査に際し、各グループホームに口頭で伝えられた内容にも誤りが多く、調査項目の中に誤解を招きやすいところもあります。(別紙参照)

大家さんが不安を感じてグループホームを借りる話が困難になったり、改正後も自動火災報知設備の設置が必要ないケースであっても、現在、つけなければいけないと指導されたという事例が報告されています。

何よりもその後の混乱と誤解の中で、グループホームに違反が多くあったというような発表が報道されることによりグループホームへの社会的な信頼は失われ、法規を守っていない事業所がたくさんあるかのように思われることは、障害のある人たちの生活の場を作ることに尽力してきた多くの関係者や障害のある人、その家族に対する不利益をもたらすことになるのではないかと懸念いたします。

まとめ

この火災がこれほど大きな犠牲者を出した背景に、現在の制度やしくみのあり方が複雑に関わっており、それらが複合化して大きな惨事に至ったのではないかと考えます。ハイツひまわりを運営していた法人や個人のみには責任があるとして終わらせるのではなく、本質的な原因を究明し、問題点を解明することが必要です。

グループホームとは一体何なのか、地域生活とは何なのか、障害者への援助とは何なのか、それが問われているのだと思います。

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

事務局；〒187 -8570 東京都小平市小川町 1-830

白梅学園短期大学 堀江研究室内

FAX 042 -346 -5644

E-mail mayumi@shiraume.ac.jp

別紙(資料)

○平成 18 年 1 月

長崎県大村市の高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」で火災発生
入居者 7 名が亡くなる。

○平成 18 年 6 月 1 日

新築住宅の住宅用火災警報器の設置義務付け
既存住宅では市町村条例で定める日から（神奈川県では平成 23 年 6 月 1 日より）

○消防法施行令の改正については、平成 19 年 6 月 13 日に公布

平成 21 年 4 月 1 日までは周知期間
新築の場合は、平成 21 年 4 月 1 日から適用開始。既存の場合は、消火器については平成
22 年 4 月 1 日から、その他の設備については、平成 24 年 4 月 1 日から適用開始。

○平成 20 年 2 月 7 日

日本グループホーム学会より、改正法の施行にあたって、各設備について認められる機
種の内容や、実際起こりうる事態についての意見や問い合わせを厚生労働省を通して消
防庁に確認し、その回答を得る。

*自動火災報知設備として、日本グループホーム学会から住宅用火災警報器を活用でき
ないかという提案。これに対して「小規模な社会福祉施設等を対象として、単体の住宅
用火災警報器ではなく、ご質問にある、いわゆる連動型住宅用火災警報器の利用を認め
る方向で検討しています」との回答。

*自動火災報知装置については、「小規模社会福祉施設等を対象とした消防機関に通報す
る火災報知設備についても検討しており、たとえば緊急通報装置を流用できないか等検
討しております」との回答。

○平成 20 年 6 月 2 日

午前 2 時 30 頃、神奈川県綾瀬市の知的障害者グループホーム「ハイムひまわり」で火災
発生。入居者 3 名が亡くなり、1 名が重傷を負う

○平成 20 年 6 月 3 日

厚生労働省より都道府県、指定都市、中核市宛に「障害者ケアホーム等における防火安
全体制の徹底について」が通知される。

その中で「今回の火災を踏まえ、消防庁においても社会福祉施設等における防火安全対
策の徹底について検討がおこなわれているところであり、現在、同庁と連携しつつ厚生
労働省としても今後の対応について検討しているところである旨申し添えます」と通知

している。

○平成 20 年 6 月 4 日

神奈川県が消防庁予防課に電話で照会したところ、今回のグループホームは（6）項口に該当するとのこと。

○平成 20 年 6 月 4 日

消防庁より各都道府県消防主管部あて「障害者ケアホーム等における火災の発生を踏まえた防火安全対策の徹底及び実態調査について」が出され、その別紙1「綾瀬市障害者施設火災概要」の中で、ハイムひまわりについて、令別表1（6）項口と明記。

また調査項目の中の「1.対象施設」の「2)当該施設の用途・・・」については、改正された後の状況を聞いている（障害程度区分のあてはめ方など現行の施行令別表 1 とは異なる）ため、現行法との混乱を招く結果となっている。

○平成 20 年 6 月 5 日

神奈川県保健福祉部より厚生労働省社会援護局障害保健福祉部あてに「障害者ケアホーム等に係る設置基準の明確化等について」が提出される。

神奈川県は、障害者ケアホーム等に対する防火設備の取り扱いについては、消防法施行令別表 1（6）項口に列挙されている施設に該当せず、（6）項口に定める消防用設備等は適用されないものとして、障害者自立支援法に基づき事業所の指定、指導を行ってきたこと。6月4日に消防庁予防課に電話で照会したところ、（6）項口も該当するとのことであったこと。消防庁の見解がすべてのグループホーム等に該当するというのであれば、これまでの取り扱いを覆すこととなり、同様な施設に大きな影響を及ぼすものとして、次の3点についての回答を求めている。

- 1.障害者ケアホーム等について、どのような場合に消防法施行令別表 1（6）項口に該当するのか、消防庁とも協議のうえ基準を明らかにしていただきたい。
- 2.障害者ケアホーム等は消防法施行令別表 1（6）項口に該当するとした場合、今後、こうした事業所に対する指定時及びその後の指導にあたって、障害者自立支援法上の取り扱いを明らかにしていただきたい。
- 3.新たな消防用設備等の整備が必要になった場合、既存の障害者ケアホーム等が引き続き運営できるよう、国としての支援策や改修に要する期間の確保等の措置を消防庁とも協議のうえ明らかにしていただきたい。

○平成 20 年 6 月 12 日

日本グループホーム学会で現地調査をおこなう。

消防法施行令および施行規則改正の概要

(平成19年6月13日 公布 政令第179号、総務省令第66号)

1 現行の消防法施行令

消防法施行令、現行は消防法施行令別表第1の

(5)ロ寄宿舎、下宿又は共同住宅

(6)ロ老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

障害福祉サービス事業については障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）としています。また障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うと規定されています。

消防法施行規則第十三条第二項

消防法施行規則令第十二条第一項第三号の総務省令で定める防火対象物は、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）とする。

附 則 （平成一八年九月二九日総務省令第一一六号）

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、この省令による改正後の消防法施行規則第十三条第二項中「及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）」とあるのは、「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるこ

とされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設（肢体不自由者更生施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設又は内部障害者更生施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）に限る。）、同法第三十条に規定する身体障害者療護施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。））及び障害者自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（通所施設を除く。）及び同法第二十一条の八に規定する知的障害者通所寮に限る。）」とする。

まさに、どう読んでも障害者グループホームおよびケアホームは（6）項口の「(6)ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設」には該当しない。だからこそ、施行令等改正が必要とになったのではないか？ですから、施行令を改正せずに解釈を変更するのは無理があると思われます。

2 消防法施行令の改正

(1) 対象となる施設

消防法施行令別表第1を改正し、従来（6）項口に位置付けられていた社会福祉施設について、自力避難困難者が入所する社会福祉施設と、それ以外の社会福祉施設を区別し、前者に該当するものとして以下の施設を改正後の（6）項口に、それ以外の社会福祉施設を改正後の（6）項ハに位置付ける（従来（6）項ハに位置付けられていた幼稚園等は改正後の（6）項ニに位置付ける。）。

（6）項ロ（自力避難困難者が入所する社会福祉施設）

- ・老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。）、介護老人保健施設
- ・ 救護施設
- ・ 乳児院

- ・ 知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）
- ・ 老人短期入所事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業（いわゆる認知症高齢者グループホーム）を行う施設
- ・ 短期入所（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）または共同生活介護事業（主として障害の程度が重い者）を行う施設

（6）項ハ（自力避難困難者が入所する社会福祉施設以外の社会福祉施設）

老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、障害者自立支援法第五条第六項から第八項まで、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）

（6）項ロに該当する共同生活介護事業（主として障害の程度が重い者）を行う施設とは障害程度区分4以上の者が、全入所者の8割を超えている場合をいう。（例4人定員の場合、4人全員が区分4以上。5人定員の場合、5人全員が区分4以上。）

上記以外の施設（障害程度区分4以上の者が、全入所者の8割を超えていない場合）については（6）項ハ

（2）防火管理者の選任

① 防火管理者を選任し、消防計画の作成などの防火管理業務を行わせることが必要になる収容人員*の要件を、30人以上から10人以上に改める（共同防火管理を要する収容人員の要件も同様に改正）。（6）項ハは収容人員30人以上

② 防火管理者の資格は、甲種防火管理の課程を修了した者等とする。

*収容人員とは

勤務し、又は居住する者の数のことであり、入居者数ではありません。

(3) 消防用設備等の設置

	現 行 ((6) 項ハは現行通り)	改 正 後 ((6) 項ロ)
消火器具の設置	延べ床面積 1 5 0 m ² 以上	すべて
屋内消火栓設備の設置	延べ床面積 7 0 0 m ² 以上	延べ床面積 2 7 5 m ² 以上 (＊)
スプリンクラー設備の設置	延べ床面積1,000m ² 以上 (平屋建て以外)	延べ床面積 2 7 5 m ² 以上 (＊)
自動火災報知設備の設置	延べ床面積 3 0 0 m ² 以上	すべて
消防機関へ通報する火災報知設備の設置	延べ床面積 5 0 0 m ² 以上	すべて

＊ただし、総務省令で定める防火区画を有するものを除く。

＊スプリンクラー設備の有効範囲内には屋内消火栓設備の設置を要しない。

＊屋内消火栓設備およびスプリンクラー設備については自力避難困難者が入所する施設で、延べ床面積が 275 m²以上 1, 000 m²未満のものについて、基準の特例 (別紙参照) に該当する場合には設置を要しない。

＊延べ床面積が 1, 000 m²未満の場合、特定施設水道連結型スプリンクラー設備とすることができる。

(4) 消防機関の検査

	現 行 ((6) 項ハは現行通り)	改 正 後 ((6) 項ロ)
消防検査が必要となる条件	延べ床面積 3 0 0 m ² 以上	すべて

(5) 施行期日

政省令改正公布 政省令改正施行 既存猶予期間終 既存猶予期間終
 新築適用開始 了（消火器） 了（その他）

H19.6.13		H21.4.1	H22.3.31	H24.3.31
新築		周知期間（2年）	設置義務	
既存	消火器		猶予期間	設置義務
	その他		猶予期間	

総務省令で定める防火区画を有するものとは(1,000 m²未満)

次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構造のものを設けたものであること。

- ・ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
- ・ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が100平方メートル以下であり、かつ、区画された部分すべてが4以上の居室を含まないこと。

スプリンクラー設備の設置免除の特例

次の1から4までに掲げる要件のいずれかに該当する小規模社会福祉施設については、スプリンクラー設備の設置を要しないものとする。

1 夜間に要保護者の避難介助のため必要な介助者が確保されている小規模社会福祉施設として、次の(1)から(3)までに掲げる要件のすべてに該当するものであること。

なお、(2)の要件に該当するか否かを判断するに当たっては、新規のものについては、事業者が作成した事業計画等による入居者の見込み数により判断することとし、事業開始後に要保護者数が増加したものについては、その状態が継続的なものであることが認められたものについて、改めて(2)の要件に該当するか否かを判断するものとする。

(1) 当施設は、平屋建て又は地上2階建てのものであること。また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。

(2) 夜間における介助者1人当たりの要保護者（当該施設に入所している老人（要介護3以上の者に限る。）、乳児、幼児、身体障害者等（障害程度区分4以上の者に限る。）、知的障害者等（障害程度区分4以上の者に限る。）をいう。以下同じ。）の数が、従業者等（夜勤職員、宿直職員、宿直ボランティア、住込みの管理者など当該施設において入所者とともに起居する者をいう。以下同じ。）にあっては4人以内、近隣協力者（当該施設に併設されている施設の職員、当該施設の近隣住民、当該施設と契約している警備会社の職員等で、火災発生時に駆けつけて避難介助を行う者をいう。以下同じ。）にあっては3人以内となるよう、介助者の数が確保されているものであること。

この場合において、次のア及びイに掲げる要件のすべてに該当する複数ユニットの小規模社会福祉施設にあっては、要保護者の数が最大となるユニットにおいて、これに応じた介助者の数が確保されることで足りるものとする。

ア ユニット間に設けられる壁及び床が耐火構造又は準耐火構造であるものであること。

また、当該壁又は床に開口部がある場合には、当該開口部に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられているものであること。

イ 各ユニットにおいて、他のユニットを経由することなく地上に至る避難経路を有しているものであること。

(3) 近隣協力者は、次のアからウまでに掲げる要件のすべてに該当するものであること。

なお、近隣協力者は、一の事業所、世帯等から複数名を確保して差し支えないものであること（例えば、グループホームの隣にグループホーム職員が居住している場合、当該職員の代替者としてその妻と長男を登録しても差し支えない。）。

ア 居所から当該施設に2分以内で駆けつけることができるものであること。

イ 居所には、当該施設の自動火災報知設備と連動して火災の発生を覚知することができる装置が備えられているものであること。

ウ 近隣協力者本人の同意がある旨、火災発生時の活動範囲、夜間不在時における代替介助者の確保方策その他の必要な事項について、消防計画又は関連図書に

より明らかにされているものであること。

2 各居室から屋外等に容易に至ることができる小規模社会福祉施設として、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものであること。

(1) 当該施設は、平屋建て又は地上2階建てのものであること。

また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。

(2) すべての居室において、地上又は一時避難場所（外気に開放された廊下、バルコニー、屋外階段等をいう。以下同じ。）への経路が、次のア又はイに掲げる要件のいずれかに該当することにより、構造上確保されているものであること。

ア 扉又は掃出し窓を介して、地上又は一時避難場所に直接出ることができるものであること。

イ どの居室から出火しても、火災室又は火災室に設けられた開口部（防火設備を除く。）に面する部分を通らずに、地上又は一時避難場所に至ることができるものであること。

(3) 一時避難場所の位置及び構造は、外部からの救出を妨げるものでないこと（例えば、川や崖等に面していないものであること、建具や隣接建物等で進入経路がふさがれていないものであること。）。

(4) 夜間の体制が夜勤者1名となる2ユニットの小規模社会福祉施設にあつては、当該夜勤者のほかに1(3)アからウまでに掲げる要件のすべてに該当する近隣協力者が1人以上確保されているものであること。

3 共同住宅の複数の部屋を占有し、その総面積により小規模社会福祉施設に該当するもののうち、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものであること。

(1) 小規模社会福祉施設として用いられている部分部屋の床面積が一区画当たり100㎡以下であるものであること。

また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。

(2) 小規模社会福祉施設として用いられている部分が3階以上の階に存する場合には、当該部分を区画する壁及び床が耐火構造となっており、その開口部（屋外に面する窓等を除く。）に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられているものであること。

(3) 要保護者の数が一区画当たり4人以下であるものであること。

また、すべての要保護者が、自動火災報知設備の鳴動や周囲からの呼びかけにより火災を覚知することができ、介助者の誘導に従って自立的に歩行避難できるものであること。

(4) 当該施設において従業者等が確保されているものであること。

2 上記1から3までに該当しない小規模社会福祉施設のうち、避難所要時間が避難限界時間を超えないものであること。（計算式による時間または避難訓練において実際に測定した所要時間による）

(注1) この特例の適用対象となるか否かを判断するに当たり、新規のものを含む小規模社会福祉施設の構造等や人員の状況について確認する必要がある場合には、設計図書や事業計画等により確認するものとする。

(注2) この特例の適用を含む社会福祉施設における防火管理に関する指導に当たっては、施設の関係者の意見も踏まえながら、これらの社会福祉施設（特に、認知症高齢者グループホーム等の家庭的な環境を重視してケアを行っている施設）の意義、ケアの趣旨・目的等を十分に尊重した指導内容となるよう留意すること。